

令和5年度運営指導結果の概要（介護老人福祉施設）

（併設の短期入所生活介護を含む。）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区分	実施数 ①	うち	指摘件数	文書指摘割合 (%) ②/①
		文書指摘 ②		
R5年度	46	25	58	54.3
R4年度	45	16	28	35.6

2 主な文書指摘事項

指摘事項	件数	割合(%)	【参考】 過去3年度 平均(%)
報酬・各種加算の算定誤り、不備	19	32.7	30.2
非常災害対策が不十分	11	19.0	9.3
身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分	10	17.2	11.6
事故発生の防止等の取組が不十分	7	12.1	8.1
預り金の管理が不適切	3	5.2	5.9
衛生管理等が不適切	3	5.2	3.5
その他	5	8.6	31.4
計	58	100.0	100.0

【指導事例】

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）

入所日の属する月に算定していた事例がありました。

当該加算は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の属する月の翌月以降に評価を実施し、褥瘡の発生がない場合に算定することができます。

・ 加算算定要件の確認の不備

日常生活継続支援加算について、算定日の属する月の前6か月間又は前12か月間における新規入所者の総数における一定の者の占める割合が所定の割合以上であることを毎月確認していない事例、サービス提供体制強化加算の算定要件である介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合等について、前年度（3月を除く。）の平均が要件を満たしているか確認していない事例がありました。

○ **非常災害対策が不十分**

消火訓練及び避難訓練の実施回数が、消防法施行規則で定める回数に不足していた事例がありました。

特別養護老人ホームの防火管理者は、消防計画に基づいて消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければなりません。

また、土砂災害防止法及び水防法により、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない事例がありました。

要配慮利用者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に定めるところにより利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければなりません。

○ **身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分**

介護職員その他の従業者に対する、身体拘束等の適正化を図るための研修の実施回数が不足していた事例がありました。

職員教育を組織的に徹底させていくため、施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが必要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。

○ **事故発生の防止等の取組が不十分**

介護職員その他の従業者に対する、事故発生の防止のための研修を定期的の実施していない事例がありました。

職員教育を組織的に徹底させていくため、施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが必要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。